

訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス ヘルパーステーションめいわ 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人ライフサポートが開設する事業所（以下「事業所」という）が行う訪問介護及び介護予防訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、「要介護状態・要支援状態等」にある高齢者に対し、適正な指定サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定サービスの基本方針として、訪問介護員等は、要介護者・要支援等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : ヘルパーステーションめいわ
- (2) 所在地 : 大分市花津留1丁目11-15

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業員の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
 - ①サービス提供責任者 1名
訪問介護計画の作成・変更を行い、利用の申し込みに係る調整をすること
利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護事業者との連携に関すること
訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること
訪問介護員の能力や希望を踏まえた常務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な常務等を実施すること
 - ②訪問介護職員等 2.5名以上
訪問介護職員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。
 - ③事務職員
事務職員は、事業の実施にあたって必要な事務を行う。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は次の通りとする。

(1) 訪問介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助、体位交換、通院介助、見守りの援助
その他の必要な身体介護

(3) 生活援助に関する内容

食事の支度、衣類の洗濯や補修、住居の掃除や整理整頓、生活必需品の買い物、薬の受取
その他必要な家事

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 : 年中無休

(2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

延長時間 : 午前7時00分から午前6時00分までとする。

緊急連絡体制 電話による24時間体制

(利用料等その他の費用の額)

第7条 事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画に基づく事業を利用する場合は、介護報酬告知上の額及び大分市長の定める基準額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市とする。

(相談・苦情処理)

第9条 事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時における対応)

第10条 事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者の容態の変化が生じた場合、または事故が発生した場合、その他必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医や協力医療機関、家族、利用者に関わる必要箇所に連絡を取るなど必要な対応を講ずるものとする。

(賠償責任に関する事項)

第11条 事業者は、サービス提供にあたって、故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を配慮しても相当と認められる場合には、賠償責任額を減ず

ることができるものとする。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負わないこととする。とりわけ以下の場合には、事業者は損害賠償を免れることとする。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施のために必要な事項に関する聴取、確認に対し故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(身体拘束に関する事項)

第13条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(個人情報の保護に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第16条 サービスの利用にあたっては、利用者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付した説明を行い、利用の同意を得る。

2 サービス利用に当たって、体調不良等によって事業に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがあることとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- | | | |
|----------------------------|-----------|-----|
| (1) 採用時研修 | 採用後 3ヶ月以内 | |
| (2) 認知症及び認知症ケアに関する研修 | | 年1回 |
| (3) プライバシー保護の取り組みに関する研修 | | 年1回 |
| (4) 接遇に関する研修 | | 年1回 |
| (5) 倫理及び法令遵守に関する研修 | | 年1回 |
| (6) 事故発生又は再発防止に関する研修 | | 年1回 |
| (7) 緊急時の対応に関する研修 | | 年1回 |
| (8) 食中毒・感染症の予防及び蔓延防止に関する研修 | | 年1回 |
| (9) 身体拘束の排除の為の取り組みに関する研修 | | 年1回 |
| (10) 非常災害時の対応に関する研修 | | 年1回 |
| (11) 権利擁護・虐待防止に関する研修 | | 年1回 |
| (12) ハラスメント対策に関する研修 | | 年1回 |

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人ライフサポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和7年3月1日から施行する。